

第3期奥州市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）概要

《1 地域福祉計画の目的》

「地域福祉」は、人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことをいいます。

行政や関係機関と地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉サービス事業所など、地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」の仕組みづくりを進めていくために、市は基本理念・基本方針を定めるとともに、地域福祉分野に関する活動の基本となる「第3期奥州市地域福祉計画」を策定します。

《2 地域福祉計画の位置付け》

地域福祉計画は、「市総合計画」を上位計画とし、市の地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものです。

また、地域福祉計画が地域福祉を推進する「理念計画」に対し、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「行動計画」であることから、双方連携しながら、地域福祉を推進します。

さらに地域福祉計画は、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載することから、福祉分野の個別計画の上位計画と位置付け、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、各分野との連携を図る計画となります。

《3 第3期地域福祉計画の特徴》

住民に身近な圏域において、分野を越えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整や、分野の縦割りを越えた庁内連携や関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指す計画です。

【参考：前計画】

福祉のまちづくりを推進するため、地域住民、行政、関係団体がそれぞれの役割を明確にし、共に支え合う仕組みづくりの確立を目指す計画です。

《4 第3期地域福祉計画に盛り込むべき改正社会福祉法の概要》

「地域の力を強化する」との考え方から、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」が求められています。これに伴い、社会福祉法が以下のとおり改正されました

○平成29年社会福祉法改正 「我が事、丸ごと」

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題については、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画します。住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携により、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。「我が事、丸ごと」で解決が図られることを目指す地域福祉推進の理念が規定されました。

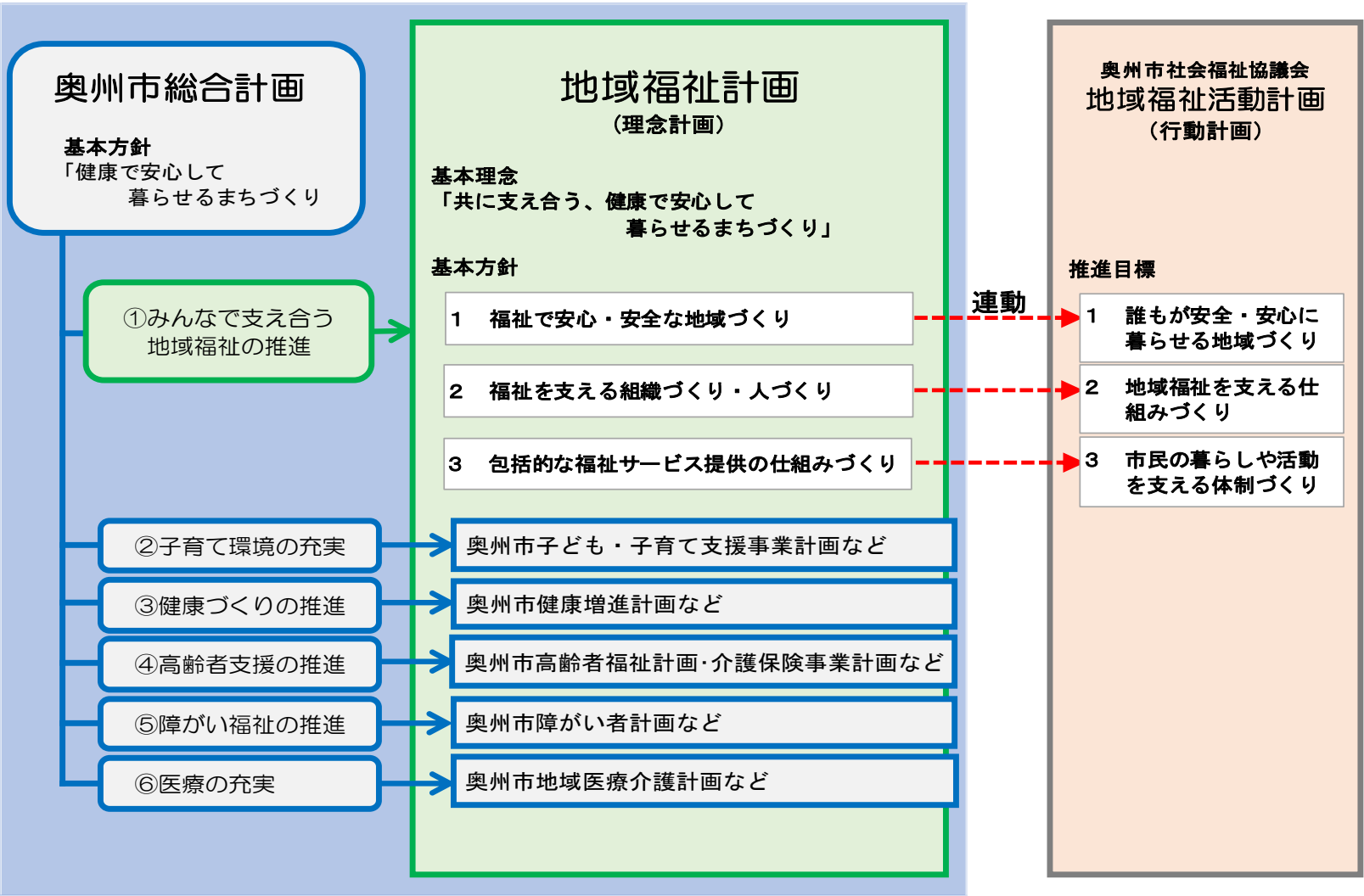
○令和2年社会福祉法改正 「重層的支援体制の整備」

制度の狭間にある複合的な課題（ひきこもり、社会的孤立、生活困窮、ダブルケア、8050問題）は、様々な要因から引き起こるもので、既存の制度だけでは解決が難しい課題です。このような相談を庁内連携による分野を越えた相談体制において包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行い適切に支援していくため、次の3点の支援を一体的に行う市町村による包括的な支援体制となる「重層的支援体制の整備」について規定されました。

【相談支援】介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

【参加支援】介護、障害、子ども、生活困窮等の既存制度については緊密な連携を取って実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

【地域づくりに向けた支援】介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。



基本方針		施策の基本方向	課題認識	対応方針	関連する施策
第1節 福祉で安心・安全な地域づくり	1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進 支えあい	(1) 地域の見守り体制の充実・強化 (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信	生活課題の早期発見や解決には、日常的な見守りや声掛けが必要です。しかし、地域住民の生活課題を情報共有する場がなく、支援につながりにくい課題があります。 高齢化により協力者不足などにより日常の困りごとが解決しないという課題があり、日常の困りごとの解決は既存のサービスだけでは対応が十分ではありません。 高齢者が身内や近隣との関わりあいを希望するものの、関わりあいが少ないことから、その人らしい生き方や生きがいにつながりにくい課題があります。 生活課題を抱える世帯の増加や地域のつながりの希薄化、個人情報保護の取扱いにより、支援を必要とする世帯の把握が困難になり、支援につながりにくい課題があります。	近隣者やご近所福祉スタッフが中心となり、地域の見守り体制の強化を図ります。また、市で取り組んでいる見守り支援事業を強化します。 住民組織が、住民主体の新しいサービスの実施や協力者の発掘ができるよう社会福祉協議会が中心となって支援します。 その人らしい生き方や生きがいにつながるよう、住民主体の生活支援活動や地域と交流できる機会づくりを支援します。 見守りやサービスにつなげるための体制構築や、地域が主体となり生活課題を解決していく仕組みをつくり、住民参加を呼びかけます。	・地域セーフティネット会議 ・見守り支援事業 ・地域ケア会議 ・ささえあいの会 ・住民主体の支援に関する研修 ・ふれあいいきいきサロン ・「にこにこネット」見守り・安心台帳 ・情報共有ガイドライン
	2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進 基盤づくり	(1) 地域福祉活動の拠点づくり (2) 地域福祉活動に向けた財源確保 (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援	地域住民が生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、誰でも気軽に立ち寄り交流を図ることができる場を住民に身近な圏域の中で設置することが必要です。 財源の確保が課題となる中、福祉分野に限らない有効活用できる財源の検討と事業の効果・効率の向上を図ることが必要です。 個人の防災意識は高まりつつあるものの、避難行動要支援者を地域で避難させるための支援体制の構築状況は地域により差があるのが現状です。	誰でもいつでも利用できる地域の居場所を作り、地域生活課題を早期に発見する場として集会所等を活用します。 地域福祉の推進が消極的にならないように福祉分野に限らず民間財源や補助金の活用を検討します。 災害時に機能する体制を構築するために、社会福祉協議会や民生児童委員、地域の福祉関係者、自主防災組織等とさらなる連携強化を進めます。	・地域の施設の環境整備 ・地域セーフティネット会議 ・補助事業や民間財源の活用 ・共同募金 ・奥州市地域防災計画 ・奥州市避難行動要支援者避難支援計画
第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり	1 移動制約者の支援の仕組みづくり 仕組みづくり	(1) 移動制約者の支援の仕組みづくり	利用者の減少によりバス路線の廃止も進み、移動が困難な地域があります。また、最寄りのバス停や駅までの距離も遠く、その間の移動手段にも課題があります。	地域のニーズや情報を把握し、各種サービスを活用しながら、地域が中心となり地域の状況に応じた移動支援を検討します。	・第3次奥州市バス交通計画 ・地域セーフティネット会議
	2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進 地域団体	(1) 新規事業の参入を促進させる支援体制 (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備 (3) 地域における社会福祉活動の推進	様々な課題に対応するため、既存の福祉サービスだけに頼らず、民間の新規事業や福祉サービスなど、新しい社会資源の開発、活用が求められています。 改正社会福祉法では、「地域における公益的な取組」が明記され、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として地域に暮らす人々を支えることが必要です。 地域の社会福祉活動は、行政区単位を基本としていますが、地域によっては地区振興会などにかかる負担が大きくなっている状況があり、人材の育成が必要です。	地域福祉を目的とする新規多様なサービスの振興や参入を促進し、公的サービスとの連携を図ります。 奥州市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人同士の情報交換や連携体制の整備を進め、それに対して支援します。 専門職や助成事業等で支援し主体的な活動の推進を図ります。また、地域福祉を推進する人材を育成し、連携、調整のとれる仕組みを構築します。	・情報発信 ・みまもりおーネット ・市内社会福祉法人ネットワーク会議 ・運営補助 ・福祉活動専門員 ・ボランティア・市民活動センター
	3 地域福祉を支える人材の育成 人材育成	(1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進 (2) 地域を担う人材の育成 (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり	地域における活動を展開していくためには、地域福祉を支える住民一人一人が地域福祉に関心を持ち、ともに支え合える関係が地域の中で形成されることが重要です。 地域福祉の発展のためには、率先して取り組むリーダーが必要ですが、若者の地域参画が減っていることで、地域役員の高齢化や負担感が課題です。 住民同士の関係が希薄になり不安を抱えながら子育てをしている家庭もあります。地域の中で若い世代と接点を持つ機会が少なく、支援につながりにくい課題があります。	地域住民の福祉的意識の醸成のため、福祉に関する情報を正確にわかりやすく提供する仕組みの充実・強化を図ります。 次世代を担う子どもや若者が生き生きと活動できる環境を作りながら、地域福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターなどの育成を支援します。 地域で子育て世代を支援する体制を構築することで、地域全体で子育てしているという雰囲気醸成を目指します。	・福祉教育の充実 ・福祉懇談会 ・地域セーフティネット会議 ・ファミリーサポートセンター事業 ・放課後児童健全育成事業 ・ファミリーサポートセンター事業
第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり	1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり 成年後見	(1) 権利擁護事業の周知と利用支援	判断能力に不安があり金銭管理ができず成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方々が増加している現状があります。	支援が必要となっても、その人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう体制整備や情報提供、利用支援の取組を進めます。	・成年後見制度の利用促進計画 ・権利擁護あんしんセンター
	2 丸ごと受け止める支援の体制づくり 包括的支援	(1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制 (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制 (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制	各制度の枠組の中でのみ対応していくことは限界があります。課題を複合的に抱える場合や自ら相談に行くことができない場合など相談支援につながりにくい現状があります。 様々な地域生活課題を抱える世帯を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療の関係課はもちろんのこと、全庁的な連携が必要です。 制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しているものの、困難世帯の把握や、地域住民の見守りや支援だけでは対応が難しい現状があります。	相談者の課題や支援に向けたニーズを整理し、利用可能な福祉サービスにつなげ、庁内関係各課や相談支援事業者と連携を図りながら支援します。 部局横断的な庁内連携体制を整備し、関係課の連絡会議等を開催し情報の共有と課題解決に向けた方策を協議します。 相談しやすい相談窓口や制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握、必要な支援につなげる体制を作ります。	・アウトリーチ（訪問型支援） ・重層的支援体制の整備 ・各個別計画事業との連携 ・アウトリーチ（訪問型支援） ・重層的支援体制の整備
	3 必要なサービスにつなげる体制づくり サービス体制	(1) 住民に身近な相談支援体制の整備 (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり	住民が生活課題を抱えたときに、どこの窓口で相談したらよいかわからないことから課題を抱え込んでしまい、支援につながりにくい現状があります。 住民が抱える生活課題やニーズが多様化、複雑化しており、一つの方針では相談から支援まで通しての対応が難しい現状があります。 福祉サービス事業所は、積極的に自己評価や第三者評価に取り組むこととされていますが、実施している事業所は少ない現状があります。	どの窓口で相談を受けても断らず、適切な支援につなげていくことで、住民が安心して相談できる体制を構築します。 制度横断的なケースで分野外の相談であっても受け止め、主訴を聞き取り適切な関係者・関係機関につなげられる相談支援機関の連携を推進します。 福祉サービス事業所が、第三者評価を受審するよう普及啓発を図り、サービスの質の向上を目指します。	・相談窓口の積極的な情報発信 ・くらし・安心応援室 ・重層的支援体制の整備 ・サービス評価を含めた情報提供